

当金庫取扱いの外貨預金

| | 外貨定期預金 | 外貨普通預金（ステートメント口） |
|-------------------------------------|---|--|
| 商品概要 | 外国通貨建ての、期間の定めのある預金です。 お預け入れ期間中は払戻の要求に応じないことを条件としています。 | 外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。 (通帳の発行は致しません。お取引の内容は別途発行する明細書にて確認願います。) |
| 販売対象 | 法人および個人のお客さま（個人のお客さまについて、原則20歳未満の方はお取引いただけません） | |
| 期間 | ・自動継続方式（元利継続型） 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 利息を元金に加えて前回と同一期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。 ・期日指定方式 元金を満期日以後に一括して払戻します。 | 期間の定めはありません。 |
| 預入 預入方法 取扱通貨 最低預入額 預入単位 | 一括預入（円対価でのお取引とさせていただきます。） 米ドルのみ US\$5,000.00 1通貨単位 | 随時お預入れいただけます。 米ドルのみ 1通貨単位 1補助通貨単位まで預入可能 |
| 払戻方法 | 満期日以後に一括して払戻します。 (円対価での払戻しとさせていただきます。) | 随時払出し。 |
| 利息 (1) 適用利率 | お預入れ時（自動継続日）の金利を満期日まで適用します。（金利については窓口にお問い合わせください。） | 変動金利。マーケット環境等により見直しをすることがあります。 (金利については窓口にお問い合わせください。) |
| (2) 利払方法 | 満期日以後に一括してお支払いいたします。 自動継続方式（元利継続型）につきましては、 税引き後の利息金額を元金に加算いたします。 | 毎年3月と9月の当金庫所定の日にお支払いいたします。 |
| (3) 計算方法 | 原則として、付利単位を1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。 | 毎日の最終残高について付利単位を原則1通貨単位とした1年を365日とする日割計算。 |
| 税金 | <p>利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）として課税されます。お利息はマル優の対象外です。</p> <p>為替差益への課税は次の通りとなります。 (法人のお客さま) 総合課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、 年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得及び退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。</p> <p>※詳しくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士等にご確認くださいませよう願いたします。</p> | |
| 預金保険 | 預金保険の対象ではありません。 | |
| クーリング・オフ | クーリング・オフの対象ではありません。 | |
| 為替予約のお取扱い | 預入後、為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を事前に確定することができます。 (この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。) | |
| 期日前解約のお取扱い | 原則として期日前解約はできません。 万一、当金庫がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合、その利息は預入日から期日前解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、元金とともにお支払いいたします。 | |
| 円現金・円預金でのお預入れ・払戻し | 預入・為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定の公表相場(TTSレート)を適用。 払戻・為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ為替相場である当金庫所定の公表相場(TTBレート)を適用。 なお、10万米ドル以上のお取引については、公表相場によらず市場実勢相場に為替手数料を含めた相場でのお取引となります。 | |
| その他 | 当金庫はトラベラーズチェックの販売は行っていませんので、トラベラーズチェックでの払戻しはお取扱いできません。 | |
| お取扱い時間 | 午前10時以降、午後2時30分までとなります。 | |

その他の詳細については、「外貨預金契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）」の内容をよくお読み下さい。

お問い合わせ先

各営業店窓口もしくは審査部（外為担当）078-321-7747
こうべしんきんホームページ <http://www.shinkinbank.co.jp/>

商号等 神戸信用金庫

登録金融機関 近畿財務局長（登金）第56号

(2024年4月現在)



円預金との違いをよくご理解いただいた上で、お客さまに合った運用を・・・

外貨預金のご案内

Kobe shinkin bank

外貨預金のご利用にあたり以下の書面をよくお読みください

- この書面には、外貨預金のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（1米ドルあたり1円）がかかります。（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）
したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（1米ドルあたり2円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金は預金保険制度の対象ではありません。
- マル優はご利用いただけません。
- 外貨預金をお申し込みの際は、お預け入れのタイミングや今後の為替相場の見通し等について、お客様ご自身でご判断いただきますよう願いたします。

神戸信用金庫
Kobe Shinkin Bank



外貨預金とは？

外貨預金とは、日本円をUS\$などの外貨^{*}で預け入れる預金のことです。元本もお利息も外貨でお付けするところが、円預金との違いです。

※当金庫の外貨預金はUS\$のみのお取り扱いとなります。



日本円を



交換



外貨 (USドル) に
交換して

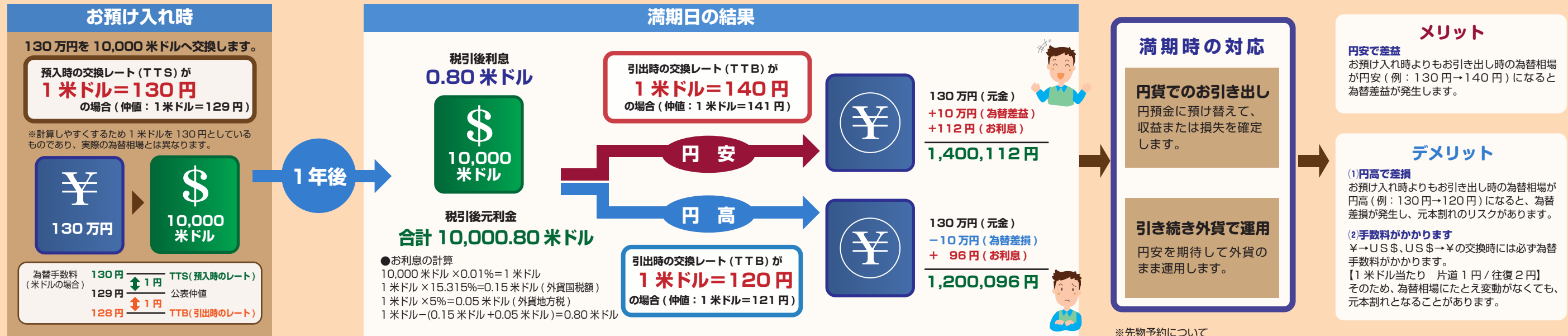


神戸信用金庫に
預ける

①外貨定期預金のしくみ

※例えば、130万円を米ドル外貨定期に年利0.01%で1年間運用した場合このようになります。(1年を365日とする日割計算)

※中途解約について
外貨定期預金はあらかじめ預金の期間を定め、その期間中は払い戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。原則として中途解約はできません。



②外貨預金をお申し込みいただく前に

為替相場について (当金庫公表仲値 1米ドル=130円の時)

お預け入れ時はTTS、お引き出し時はTTBを適用します。外貨に預け入れる時と円貨に戻す時の為替相場には差があります。

<米ドルの場合>

| | | |
|---------|--|-------------|
| TTS | 外貨預金お預け入れ時の相場 | → 131円 |
| | | ↑ (為替手数料1円) |
| 当金庫公表仲値 | 当金庫がお客さまに対して外国為替取引をする際に基準となる相場 (毎営業日 午前10時頃確定) | → 130円 |
| | | ↓ (為替手数料1円) |
| TTB | 外貨預金お引き出し時の相場 | → 129円 |

- 10万米ドル以上のお取り引きは、上記の公表相場は使用せず、市場実勢相場に為替手数料1円を含めた相場でのお取り引きとなります。
- 急激な為替相場の変動により公表相場でのお取り扱いが出来なくなる場合もあります。

先物為替予約について

- お預け入れ後、先物為替予約を締結することによって、満期日におけるお受け取り円貨額を事前に確定させることができます。(外貨定期預金のみ)
ただし、先物為替予約を締結された後の変更・取り消しはできませんのでご注意ください。

外貨預金の入出金時手数料について

円貨から外貨預金にお預け入れ、またはお引き出しの際には手数料がかかります。

| | | |
|--------|-----------------|---|
| お預け入れ時 | 円預金 → US\$ | 1米ドル当たり1円の手数料を含んだ為替相場である公表相場「TTSレート」を適用します。 |
| | ご本人の外貨預金からのお振替え | 手数料はかかりません。 |
| お引き出し時 | US\$ → 円預金 | 1米ドル当たり1円の手数料を含んだ為替相場である公表相場「TTBレート」を適用します。 |
| | ご本人の外貨預金へのお振替え | 手数料はかかりません。 |

- 当金庫の外貨定期預金は原則として外貨CASHおよび外貨旅行小切手(T/C)でのお預け入れ・お引き出しはお取り扱い致しません。
- 詳細については窓口にてお問い合わせください。

預金保険制度について

外貨預金は、預金保険制度の対象ではありません。

税金のお取り扱いについて

お利息・為替差益は課税対象となります。

●個人のお客様

【お利息】 利子所得として、一律20.315%が源泉分離課税されます。

【為替差益】 雑所得として確定申告による総合課税となります。

※ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、為替差益を含めた給与所得、および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば、確定申告は不要です。

●法人のお客様

【お利息】 利子所得として、総合課税されます。

※詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。

その他留意事項

- ・為替変動リスクによる資産の損失等はお客様の負担になります。
- ・お客様のご投資の目的にかなう場合に外貨預金の商品内容、重要事項をご説明し、ご理解いただいた上でお申し込みいただけます。
- ・本件外貨取引の有無が、お客さまへのご融資、その他のお取引に影響を及ぼすものではありません。
- ・外貨預金はクーリング・オフの対象ではありません。